

福岡市新病院整備運営事業  
実施方針

平成 21 年 3 月 26 日

福 岡 市

— 目次 —

第1	特定事業の選定に関する事項.....	1
1.	事業内容に関する事項.....	1
2.	特定事業の選定方法等に関する事項.....	5
第2	事業者の募集及び選定に関する事項.....	6
1.	事業者の募集及び選定の方法.....	6
2.	選定の手順及びスケジュール.....	6
3.	入札手続き等.....	7
4.	応募者の構成.....	8
5.	応募者の参加資格要件.....	10
6.	審査及び選定に関する事項.....	12
7.	入札に係る提出書類の取扱い.....	12
8.	SPCの設立.....	13
第3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	14
1.	予想される責任、及びリスクの分類と官民間での分担.....	14
2.	事業の実施状況のモニタリング.....	14
3.	対価の支払.....	15
4.	保証金.....	15
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	16
1.	施設の立地条件.....	16
2.	病床規模と機能.....	16
3.	施設規模.....	17
4.	土地の使用に関する事項.....	17
5.	計画敷地の位置図、現況図.....	17
第5	事業計画又は事業協定若しくは契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	17
1.	紛争が生じた場合の基本的な考え方.....	17
2.	管轄裁判所の指定.....	17
第6	事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項.....	18
1.	事業の継続に関する基本的な考え方.....	18
2.	事業の継続が困難となった場合の措置.....	18
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項.....	19
1.	法制上、及び税制上の措置に関する事項.....	19
2.	財政上、及び金融上の支援に関する事項.....	19

第8	その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	19
1.	債務負担の設定 .....	19
2.	情報提供.....	19
3.	提案に伴う費用負担.....	19
4.	その他.....	20
5.	本事業の事務局及び問い合わせ先.....	20

#### 【様式】

- 様式 1 実施方針等説明会参加申込書
- 様式 2 実施方針等に関する質問・意見書 提出届
- 様式 3 実施方針等に係る質問書
- 様式 4 実施方針等に係る意見書

#### 【添付資料】

- 添付 1 リスク分担表
- 添付 2 要求水準書（案）
- 添付 3 基本協定書（案）
- 添付 4 事業契約書（案）
- 添付 5 競争的対話についての考え方

- 図 1 所在地
- 図 2 新病院建設予定地位置図
- 図 3 景観等への配慮について
- 図 4 埋立工事の経緯

#### 【参考資料】

- 参考 1 新病院基本構想
- 参考 2 新病院基本計画（案）

福岡市（以下「市」という。）は、福岡市新病院整備運営事業（以下「本事業」という。）について、民間の経営能力、技術的能力及び民間資金を効果的に活用することにより、公共サービスの向上や財政負担の軽減を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号、改正平成 17 年法律第 95 号、以下「PFI 法」という。）に基づく事業（以下「PFI 事業」という。）として実施することを予定している。

また、市としては、ここに公表する実施方針及び関連資料に対し、質問・意見の受付及び回答、説明会等を通じ、民間事業者「以下、「事業者」という。」から幅広い意見や改善案が寄せられることを期待するとともに、それらを合理的に踏まえた形での入札公告を企図している。

## 第 1 特定事業の選定に関する事項

### 1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

福岡市新病院整備運営事業

(2) 福岡市新病院整備運営事業に供される公共施設等

病院施設及び附帯施設（以下「本施設」という。）

(3) 公共施設等の管理者

福岡市長 吉田 宏

（市は、市立病院の運営形態の見直しを検討しており、平成 22 年度に独立行政法人へ移行することを予定している。入札公告等の中で、当該時点で想定される内容を示し、事業者からの質問に回答していくこととする。）

(4) 事業実施場所

福岡県福岡市東区香椎照葉 5 丁目 2 6 番 3 9

(5) 検討経緯

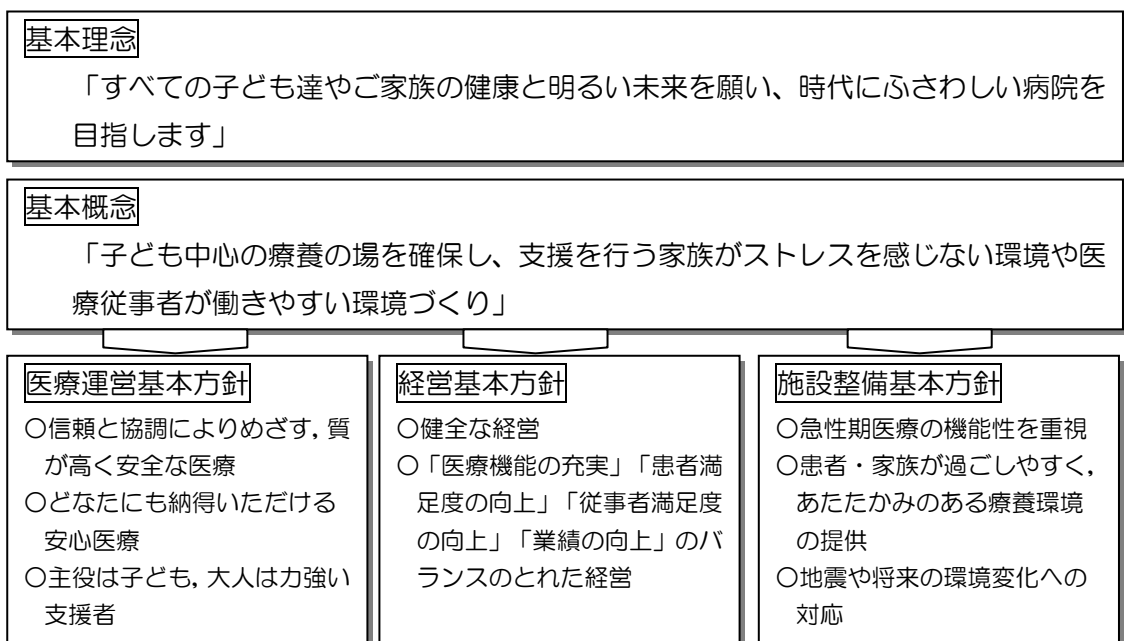
現在、福岡市は市立病院として「福岡市立こども病院・感染症センター（以下、現こども病院という。）」（病床数 214 床）及び「福岡市民病院」（病床数 200 床）を運営している。両病院は、今日までその役割を果たしてきているが、特に現こども病院については老朽化・狭隘化が進んでいる。また、医療を取り巻く環境が大きく変化する中で、市民の医療ニーズも高度化多様化してきており、市立病院としての診療機能の見直しも必要となっている。

こうした中、市は、「福岡市病院事業運営審議会」において現こども病院及び福岡市民病院の医療機能や経営形態のあり方などについて諮問（平成 19 年 11 月～平成 20 年 6 月）を行い、審議会及び専門部会において検討を行った。平成 20 年 6 月の答申を受けて、現

こども病院については、小児医療・周産期医療・小児救急医療の機能を有する病院を新たに整備することを、また、市民病院については、経営の効率化及び繰入金の圧縮を前提に、現施設を活用して存続させる方向で経営改革プランを策定することを決定したものである。

(6) 新病院の基本理念等

新たなこども病院（以下、「新病院」という。）では、現こども病院がこれまで謳い続けてきた基本理念や共通概念のもとに、市が政策的に取り組むべき医療分野、即ち「小児・周産期医療」を中心とした医療機能を有した病院の整備・運営を行う。新病院では安全・安心な医療を提供するとともに、自立した健全な病院経営を行い、更に、高度で専門的な医療を効率的に提供できるような諸室の配置や動線の工夫のほか、子どもの特性に合わせた空間づくりを行うことを目指している。



(7) 本事業に PFI を導入する目的

今回、施設整備及び複数多岐にわたる維持管理・運営業務を事業者に包括的に委託することで、以下の効果を期待している。

- ・ 事業者が新病院の使命を市・病院と共有し、市・病院との協働関係のもとで事業運営を行うことで、質の高い医療サービスの持続的な提供を実現するとともに、患者満足度・利用者満足度を高め、さらには職員満足度向上の工夫が行われること。
- ・ 業務を長期的、一体的に委ねることにより、事業者が自らのノウハウを最大限活用できる仕組みを導入し、建設・管理運営コスト・事業全般に係るコストの削減とサービスの質の向上といったトータルバリューの向上を図ること。

## (8) 事業概要

本事業は、PFI 法に基づき、事業者が本施設の設計及び建設を行い、市に施設の所有権を移管した後、運営、維持管理業務を行う方式（BTO: Build- Transfer-Operate）により実施する。

事業期間は、事業契約締結日（平成 22 年 9 月を予定）から平成 42 年 3 月（平成 41 年 4 月～平成 42 年 3 月までは引継期間）とする。

事業者の主な業務は、次のとおりである。

- ア. 統括マネジメント業務
- イ. 施設整備業務
  - ア) 設計業務
  - イ) 建設業務
  - ウ) 工事監理業務
  - エ) その他関連業務
- ウ. 開院準備支援業務
- エ. FM（ファシリティマネジメント）業務
  - ア) 建築物保守管理業務
  - イ) 設備保守管理業務
  - ウ) 清掃・衛生管理業務
  - エ) 保安警備業務
- オ. 什器備品調達保守管理業務
- カ. 医療機器等保守管理業務
- キ. 物流管理（SPD）業務
- ク. 医療関連サービス業務
  - ア) 消毒滅菌業務
  - イ) 給食業務
  - ウ) 洗濯・ベッド管理業務
  - エ) 医療事務業務
- ケ. 顧客サービス業務
  - ア) 総合案内・電話交換業務
  - イ) 利便施設運営業務

## (9) 事業スケジュール（予定）

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| ア. 事業契約の締結    | 平成22年9月            |
| イ. 設計・建設・準備期間 | 平成22年10月～平成26年2月末  |
| ウ. 開院日        | 平成26年3月1日          |
| エ. 維持管理・運営期間  | 平成26年3月1日～平成41年3月末 |
| オ. 引継期間       | 平成41年4月1日～平成42年3月末 |

(10) 事業に必要と想定される根拠法令等

事業者は、本事業を実施するに当たり関係法令（法律、政令、省令、条例及び規則）及び市の要綱等を遵守するものとする。

(11) 実施方針の説明会

市は、以下のとおり、実施方針に関する説明会を民間企業に対して開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について市の考え方を説明する。

実施方針の説明会への参加希望者は、様式1に記入の上、本事業の事務局（第8-5に記載）に提出し、事前登録すること。なお、出席者は1社につき3名までとする。

- ・ 開催日時：平成21年4月15日（水）14時00分～16時00分
- ・ 開催場所：福岡市立こども病院・感染症センター 講堂
- ・ 受付期間：平成21年3月30日（月）～平成22年4月14日（火）
- ・ 受付時間：上記の間中は適宜受け付ける。最終日は午後5時までとする。
- ・ 提出方法：電子メールの添付ファイルとする。

※なお、当日は公表資料の配布は行わないので、各自持参のこと。

(12) 実施方針に関する質問・意見の受付及び回答

事業者からの意見を入札説明書等に反映するために、実施方針等に対する意見・質問の受付及び質問に対する回答を以下の要領により行う。

特に添付2「要求水準書（案）」、添付3「基本協定書（案）」、添付4「施設の整備、維持管理及び運営に関する契約書（以下、「事業契約書（案）」という。）」については、本事業をより良い事業とする観点での意見（改善意見）を中心に受け付けたいと考えている。なお、細かい疑義については入公募開始後に受け付けることを想定している。

ア. 受付期間

平成21年3月30日（月）～平成21年4月30日（木）17:00まで

イ. 提出方法

電子メールの添付ファイルとする（様式2～4による）。

ウ. 実施方針に関する意見の取扱い

市は、実施方針に関する意見に対し、個別に回答は行わないが、提出のあった意見等のうち、市が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがある。

エ. 実施方針に関する質問の取扱い

実施方針に関する質問及び質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると市が認めるものを除き、平成21年5月下旬に以下の市のホームページにおいて公表する。なお、質問者名は公表しない。

市HP：<http://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/shinbyoin/shisei/shinbyouin.html>

### (13) 実施方針の変更

実施方針公表後における事業者からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、実施方針の変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合は、速やかに、その内容を公表する。

## 2. 特定事業の選定方法等に関する事項

### (1) 考え方

市を主体とする従来型の手法により実施した場合に比べて、PFIの手法により実施することが財政負担の軽減が見込まれ、かつ、サービスの向上が図られる場合に、PFI法第6条に基づき特定事業として選定する。

### (2) 選定方法

次の手順によりVFMの評価を行う。

#### ア. 財政負担額比較による定量的評価（VFM評価）

本事業を市が自ら実施する場合の公共負担額とPFI事業で実施する場合の公共負担額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

#### イ. サービスレベル比較による定性的評価

サービスの水準の定量的な評価は困難なため、客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

#### ウ. 上記ア・イを踏まえた総合的評価

上記の定量的評価、及び定性的評価を総合的に勘案してVFMの有無の評価を行う。

### (3) 選定結果の公表方法

前項の規定に基づき本事業を特定事業として選定した場合は、評価の内容と併せて公表する。

なお、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっては同様に公表する。



## 第2 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1. 事業者の募集及び選定の方法

本事業は、施設整備、維持管理、運営段階の各業務において、事業者の幅広い能力・ノウハウを活用した効率的・効果的なサービスの提供を求めるものである。このため、金額だけではなく、企画提案の具体性・実現性、業務を統括管理する能力、諸業務を実行する能力等を総合的に評価することにより、事業者を選定する。

なお、本事業はWTO 政府調達協定の対象であり、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）」が適用されることから総合評価一般競争入札方式を採用する。

詳細な募集方法や応募条件等については、入札説明書等において示す。

### 2. 選定の手順及びスケジュール

選定に当たっての手順、及びスケジュールは以下のとおりとする。

日程（予定）	内容
平成21年3月26日	実施方針の公表
平成21年4月15日	実施方針に関する説明会の開催
平成21年4月30日	実施方針に関する意見・質問の受付締め切り
平成21年5月下旬	実施方針に関する質問への回答
平成21年6月	特定事業の選定・公表
平成21年6月	入札公告
平成21年7月	入札説明書等に関する説明会の開催
平成21年9月	参加表明書及び資格確認申請書類の提出受付
平成21年9月	資格確認通知
平成21年10月	資格確認された応募グループとの守秘義務契約の締結と追加資料の開示
平成21年10月～ 平成22年1月中旬	提案に係る官民対話の実施
平成22年3月	提案書の受付
平成22年5月	落札者の決定、公表
平成22年6月	基本協定の締結
平成22年9月	事業契約の締結

### 3. 入札手続き等

以下のとおり入札手続を行う。各種書類の提出日、提出方法等の手続きの詳細については、入札説明書等にて提示する。なお、市は、本事業において、競争的対話方式を導入することを予定している。現時点での競争的対話の考え方については、添付5を参照のこと。

#### (1) 入札説明書等の公表

市は、本事業を特定事業として選定した場合は、実施方針等に対する事業者からの意見等を踏まえ入札説明書等を公表する。

#### (2) 入札説明書等に関する質問・意見の受付、質問等への回答の公表

入札説明書に記載の内容について質問・意見を受け付ける。質問等に対する回答は公表する。

#### (3) 参加表明書、資格確認申請の受付、資格確認通知の発送

本事業の応募者に参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求める。市が必要であると判断した場合は、資格確認のための個別ヒアリングを行うことも予定している。資格審査の結果は、応募者に通知する。

#### (4) 提案書の受付

資格審査通過者に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した提案書の提出を求める。提案書の審査に当たって、市が必要であると判断した場合は、応募者に対して個別にヒアリングを行うことも予定している。

#### (5) 選定結果の通知・公表

審査及び選定の結果については、速やかに応募者に通知するとともに公表する。なお、市は事業者の募集、審査及び落札者の選定において、応募者がいない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

#### (6) 基本協定の締結

市と落札者は、入札説明書等及び提案書に基づき基本協定を締結する。この基本協定の締結により、落札者を事業予定者とする。

#### (7) 事業契約の締結

市と事業予定者は、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議、調整し、事業予定者の設立した特別目的会社（以下、「SPC」という。）と事業契約を締結する。

(8) 直接協定の締結

市と融資予定者は、事業契約及び融資契約の内容について協議・調整し、直接協定（ダイレクト・アグリーメント）を締結する。

#### 4. 応募者の構成

(1) 応募者の構成と定義

応募者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた複数の法人（以下に定義する構成員及び協力企業）で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。なお、応募グループを構成する法人は構成員、協力企業のいずれかとし、各法人の定義は、以下のとおりとする。

構成員	本事業を遂行するに当たって必要な業務の一部をSPCから直接に受託・請負し、かつSPCに出資を行う法人
協力企業	本事業を遂行するに当たって必要な業務の一部をSPCから直接に受託・請負するが、SPCには出資を行わない法人

(2) 構成員・代表企業の選定

応募グループは、参加資格確認書類の提出時に、構成員を明示するものとする。

また、構成員の中で応募手続きを行い、市との対応窓口となる1法人（以下「代表企業」という。）についても明らかにしなければならない。

(3) 代表企業の責任

代表企業は提案責任者として初期の業務遂行体制の構築を支援するだけでなく、筆頭株主として、契約期間中を通して確実な業務実行体制が維持出来るように、マネジメント能力を有する人材（統括責任者）を少なくとも1名、SPCに配置するなど、体制構築を含めたSPCの統括マネジメント業務遂行についての責任を持つこととする。

統括責任者は、事業契約締結後、速やかに任命すると共に、やむを得ないと市が認めた場合を除き、少なくとも開院1年後までは同一人物を継続して在任させること。

なお、代表企業は、本項における責任を果たすために、代表企業以外の法人等（構成員、協力企業を含む）からSPCへの出向者の派遣を受けること、又は当該法人等の人材若しくは組織から、SPCの統括マネジメント業務遂行にあたっての支援を受けること（以下「統括マネジメント支援」という。）もそれぞれ可能とする。

(4) 構成員・協力企業の名称の明示

統括マネジメント業務、統括マネジメント支援業務（設定する場合）、設計業務、建設業務、工事監理業務を行う構成員・協力企業のうち、5(2)に記載した個別参加資格要件の審査対象とする構成員・協力企業は、資格確認申請書類においてその名称を明らかにしなければならない。

なお、以下の業務については、入札提案書において、それを行う主たる企業名を明記すること。

- ・ 建築物保守管理業務
- ・ 設備保守管理業務
- ・ 清掃・衛生管理業務
- ・ 保安警備業務
- ・ 物流管理（SPD）業務
- ・ 消毒滅菌業務
- ・ 給食業務
- ・ 洗濯・ベッド管理業務
- ・ 医療事務業務

#### (5) 複数業務の実施

応募グループの構成員又は協力企業が、複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、建設業務と工事監理業務を同一の者、又は資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねてはならない。

なお、資本面において関連のある者とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分50を超える出資をしている者をいい「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう（以下において同じ）。

#### (6) 複数応募の禁止

統括マネジメント支援業務（設定する場合）・設計業務・建設業務・工事監理業務（以下「特定業務」という。）を担当する応募者の構成員、協力企業及びこれらのいずれかと資本関係又は人事面で関係のある者は、他の応募者の構成員又は協力企業になることはできない。

応募者の代表企業及びこれらのいずれかと資本関係又は人事面で関係のある者は、他の応募者の構成員又は協力企業になることはできない。

ただし、応募者の積極的な参加を促す観点から、前2段の条件に抵触しない限り、応募者の構成員及び協力企業並びにこれと資本関係又は人事面で関係のあるものが、他の応募者の協力企業となることは可能とする。

また、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者の構成員又は協力企業が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

#### (7) 応募グループの変更及び追加

応募グループの構成員及び資格確認申請書類において、明示を義務付けた特定業務を実施する者の変更及び追加は、5（2）オの場合又は特別の事情がありやむを得ないと市が認めた場合を除き、原則として認めない。

## 5. 応募者の参加資格要件

応募者は、次の(1)及び(2)で規定する参加資格要件を、参加資格確認書類の提出期間の最終日（以下「参加資格確認基準日」という。）に満たしていなければならない、当該要件を満たしていない応募者の応募は認めないものとする。

### (1) 共通の参加資格要件

- ア. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ. 福岡市指名停止基準要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること
- ウ. 破産法（大正11年法律第71号）に基づき破産手続き開始の申立がなされていない者であること。
- エ. 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続き開始の申立がなされていない者であること。
- オ. 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立がなされていない者であること。
- カ. 会社法（平成18年法律第66号）に基づき会社の特別清算の申立がなされていない者であること。
- キ. 最近2年間の法人税、消費税、法人事業税を滞納していない者であること。
- ク. 市が本事業についてアドバイザー業務を委託した以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者ではないこと。
  - ・PwCアドバイザー株式会社
  - ・株式会社システム環境研究所
  - ・株式会社梓設計
  - ・アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- ケ. 有識者委員会の委員が属する企業、又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者ではないこと。

### (2) 個別参加資格要件

代表企業は、以下ア. の条件を満たす体制を構築できるとともに、応募者を構成する構成員・協力企業の中で、以下イ. からエ. の業務を担当する企業は、それぞれの項に記載した条件を満たしていること。

#### ア. 統括マネジメント業務

- ア) 統括マネジメント業務を行うために必要な知見を有し、病院及び病院関係者間で良好なコミュニケーションの実施、円滑な事業推進を図る能力を有していること。
- イ) マネジメント能力を有する人材を事業期間にわたって配置できること。

イ. 設計業務

- ア) 市の競争入札参加資格（建築設計）の有資格者であること。
- イ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- ウ) 一般病床 300 床以上の病院及び免震構造の建物（病院建物に限らない）の設計業務を主契約者として受注した実績を有しており、かつそれらは平成 10 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの間に受注し、設計が完了し、着工していること。

ウ. 建設業務

- ア) 市の競争入札参加資格（建築）の有資格者であること。
- イ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- ウ) 同法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査において、直近かつ有効な建築一式の総合評定値が 1200 点以上であること。
- エ) 一般病床 300 床以上の病院及び免震構造の建物（病院建物に限らない）を施工した実績を有しており、かつそれらは平成 10 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの間に完成していること。
- オ) なお、その施工実績が共同企業体案件の場合は、その実績は当該共同企業体の構成員の中で最大の出資比率を有するものであること。

エ. 工事監理業務

- ア) 市の競争入札参加資格（建築設計）の有資格者であること。
- イ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- ウ) 一般病床 300 以上の病院及び免震構造の建物（病院建物に限らない）の工事監理業務を主契約者として受注した実績を有しており、かつそれらは平成 10 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの間に完成していること。

オ. 参加資格の喪失

応募者が、参加資格確認基準日から落札者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該応募者の参加資格を取り消すものとする。

ただし、以下の場合は引き続き有効とする。

なお、落札者決定から事業契約締結までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合についても、参加資格を取り消すことはあり得る。

- ア) 参加資格確認日から提案提出日の前日までに参加資格を喪失した場合  
応募グループの構成員又は資格審査確認申請書類に名前を明記した協力企業（以下「応募グループ法人」という。）のうち、1 ないし複数の企業が参加資格を喪失した場合において、当該構成員又は協力企業（以下「喪失法人」という。）以外の応募グループ法人（以下「残存法人」という。）若しくは喪失法人と同等

の能力・実績を持つ新たな法人を残存法人に構成員または協力企業として加えたうえで、応募グループの再編成を市に申請し、入札提案書の提出日までに市が認めた場合。なお、当該申請では、喪失法人が行う予定であった業務を代替する法人の特定や、喪失法人が代表企業であった場合の新たな代表企業の特定も行うこととする(申し出の期限については入札公告において明らかにする。イ)も同様。)

イ) 提案提出日から落札者決定日までに参加資格を喪失した場合

応募グループ法人(代表企業除く)のうち、1ないし複数の企業が参加資格を喪失した場合において、残存法人のみ又は喪失法人と同等の能力・実績を持つ新たな法人を構成員若しくは協力企業として加えたうえで、応募グループの再編成を市に申請し、本事業の円滑かつ確実な履行に支障がないと市が認めた場合。

## 6. 審査及び選定に関する事項

(1) 有識者委員会

市は、学識経験者等で構成する有識者委員会を設置する。有識者委員会の構成及び具体的な審査項目等を示した落札者決定基準は入札説明書と併せて公表する。

なお、応募者の構成員及び協力会社が、落札者の決定までに、有識者委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

(2) 審査及び選定

審査は、総合評価方式によることとし、一次審査(資格審査)と二次審査(提案審査)の二段階に分けて実施する。

一次審査を通過した者は、本事業に関する事業計画の提案内容を記載した入札書類を提出することができる。提案方法等の詳細については、入札説明書等において示す。

落札者の選定に当たっては、企画提案の具体性・実現性、業務を統括管理する能力、諸業務を実行する能力等を総合評価し、その結果を踏まえて、市は最も優れた提案を行ったものを落札者として選定する。

## 7. 入札に係る提出書類の取扱い

(1) 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において公表が必要な場合、その他市が必要と認めるときには、市は、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとし、応募者はこれに同意するものとする。特許権等提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、すべて当該提案を行った応募者が負うものとする。

(2) 入札提出書類の変更等の禁止

入札提出書類の変更、差し替え又は再提出は原則認めない。

## 8. SPCの設立

応募者は、その構成員からの出資により、事業契約締結までに「会社法」（平成 17 年法第 86 号）に定める株式会社として SPC を設立し、応募グループの構成員は、当該会社に対して出資するものとする。構成員全体の出資比率の合計は、発行済株式の総数の 50% を超えるものとし、かつ代表企業の出資比率は出資者中最大となるものとする。なお、SPC は福岡市内に設立するものとする。

SPC はその資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。

構成員は、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。



### 第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1. 予想される責任、及びリスクの分類と官民間での分担

##### (1) 責任分担の考え方

市と事業者の立場や能力に応じた適正かつ明確な役割分担とし、市と事業者の役割分担及び責任分担を契約書等に明記することを基本とする。

また、事業者は業務遂行体制を構築する中で適切な役割分担を行うだけでなく、リスクを最適にコントロールすることが求められる。

##### (2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、原則として添付1「リスク分担表」及び添付4「事業契約書(案)」によることとする。ただし、実施方針等に対する意見によって見直した場合は、入札公告時においてこれを修正・提示する。

#### 2. 事業の実施状況のモニタリング

##### (1) 目的

市は、事業者が定められた業務を確実に遂行し、業務要求水準書に規定した要求水準を達成しているか否かを確認すべく、事業の実施状況についてモニタリングを行う。

##### (2) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、入札説明書等にて提示する。

##### (3) モニタリングの費用の負担

市が実施するモニタリングにかかる費用は、市の負担とする。その他の費用は事業者の負担とする。

##### (4) モニタリング結果に基づく是正措置等

モニタリングの結果、事業契約書で定められた要求水準が満たされていない場合、市は事業者に対して支払額を減額することがある。減額の考え方については入札説明書等にて提示する。

### 3. 対価の支払

市が事業者に対して支払うサービス対価は、下記のとおり構成される。なお、サービス対価の支払方法の詳細については、入札説明書等で示す。

業務名	支払方法	
統括マネジメント業務	固定	毎月払い（*1）
施設整備業務	固定	一括払い及び元利均等払（*1）
開院準備支援業務	固定	一括払い及び元利均等払
FM（ファシリティマネジメント）業務（*2）		
建築物保守管理業務	固定	毎月払い
設備保守管理業務	固定	毎月払い
清掃・衛生管理業務	固定	毎月払い（*1）
保安警備業務	固定	毎月払い（*1）
什器備品調達保守管理業務	固定 <調達業務>	一括払い及び元利均等払（*）
	固定 <保守管理業務>	毎月払い
医療機器等保守管理業務	固定	毎月払い
物流管理（SPD）業務	固定	毎月払い
医療関連サービス業務		
消毒滅菌業務	固定	毎月払い
給食業務	固定+変動	毎月払い
洗濯・ベッド管理業務	変動	毎月払い
医療事務業務	固定	毎月払い
顧客サービス業務		
総合案内・電話交換業務	固定	毎月払い
利便施設運営業務	独立採算	独立採算

（\*1）統括マネジメント業務、清掃・衛生管理業務、保安警備業務、SPCの開業費も含め開設準備期間内に発生した費用は、施設整備業務の対価に含める

（\*2）計画修繕に係るサービス対価の支払は、年度毎に変動する

### 4. 保証金

#### (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

#### (2) 契約保証金

契約保証金は免除する。但し、事業者は、以下に記載する措置をとること。

##### ア. 施設整備期間

事業者が施設整備費元本額に100分の105を乗じた金額の100分の10以上の金額について、市を被保険者とする履行保証保険契約を締結するか、事業契約書に規定する違約金の支払いを担保するため、違約金担保措置を講じること。

イ. 維持管理・運営期間

事業者が、1億5千万円以上の保険金額にて、市を被保険者とする履行保証保険契約を締結するか、事業契約書に規定する違約金の支払いを担保するため、違約金担保措置を講じること。

ウ. 引継期間中

事業者が、5千万円以上の保険金額にて、市を被保険者とする履行保証保険契約を締結するか、事業契約書に規定する違約金の支払いを担保するため、違約金担保措置を講じること。

なお、違約金担保措置とは、ア. にあっては施設整備費元本額に100分の105を乗じた金額の100分の10以上の金額、イ. にあっては1億5千万円以上、ウ. にあっては5千万円以上を、各被保証債権額とした、次のいずれかの保証をいうものとする。

- ・ 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証。
- ・ 銀行、保険会社その他の金融機関(以下「銀行等」という。)の保証。ただし、保証を差し入れる銀行等は、当該保証差入時点において、企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年1月30日大蔵省令第5号)第1条第13号の2に規定する指定格付機関の少なくとも一つより、最上位から6番目以内に位置する長期債に関する格付を取得していることを要する。

## 第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1. 施設の立地条件

施設の立地に関する基本的な条件は以下のとおりである。

項目	概要
(1)所在地	福岡県福岡市東区香椎照葉5丁目26番39
(2)敷地面積	約35,000㎡
(3)地域地区等	ア 用途地域：第二種住居地域 イ 防火地域：指定なし ウ 建ぺい率：60% エ 容積率：300% オ 日影規制：あり カ その他：要求水準書を参照のこと

### 2. 病床規模と機能

(1) 病床規模

病床数 一般病床 260床

(新病院における必要病床数の確保については県・国等の関係機関と協議中である。)

## (2) 床診療部門構成

新病院基本計画（案）を参照のこと。

## 3. 施設規模

基本的な施設構成については以下のとおりである。施設構成、規模、設計要件等の詳細については、入札説明書等に示す。各施設の概要は以下のとおりである。

設置施設	概要
(1) 病院施設	約 26,000 m <sup>2</sup> （駐車場は除く）
(2) 附帯施設	
保育所	約 300 m <sup>2</sup>
ファミリーハウス（※）	敷地約 2,000 m <sup>2</sup>
(3) 駐車場	450 台（うち患者用は約 300 台とする）

※ファミリーハウスの整備はPFI事業の対象外であるが（整備・運営主体については別途検討中）、提案にあたっては適切な位置に約 2,000 m<sup>2</sup>の敷地を確保した計画とすること。なお、ファミリーハウスに関する土地利用計画については、施設要求水準～施設整備業務(1)総論を参照のこと。

## 4. 土地の使用に関する事項

事業者は、計画敷地内の土地について、本事業の整備・運営に必要な範囲において、事業契約締結から事業契約終了日まで、無償で使用することができる。

## 5. 計画敷地の位置図、現況図

本事業での計画敷地の位置図、現況図は、図 1、2 で示すとおりである。

## 第 5 事業計画又は事業協定若しくは契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

### 1. 紛争が生じた場合の基本的な考え方

市と事業者の間において、事業契約の解釈について疑義が生じた場合、その他事業契約に関して紛争が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従う。

### 2. 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

### 1. 事業の継続に関する基本的な考え方

本事業は医療サービスを支援するものであるため、市は事業の継続性を最重要課題と位置づけており、事業継続を担保するために下記事項を重視している。

- ア. 提案審査時における資金計画及びリスクマネジメント計画の妥当性の確認
- イ. 金融機関によるモニタリング
- ウ. バックアップサービスの配置

### 2. 事業の継続が困難となった場合の措置

前項の取り組みにもかかわらず、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

#### (1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア. 事業者の提供するサービスが事業契約に定める市の要求水準を下回る場合、その他事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対して修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は事業契約を解約することができる。
- イ. 事業者が倒産し又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解約することができる。
- ウ. 上記ア. 又はイ. の規定により市が事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じる損害を賠償するものとする。解約にあたっては、医療サービスが途切れることがないようにスムーズな引継ぎができるよう、事業者は全面的に協力を行うこと。

#### (2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア. 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解約することができるものとする。
- イ. 上記ア. の規定により事業者が事業契約を解約した場合、市は事業者に生じる損害を賠償するものとする。

#### (3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

- ア. 不可抗力その他の市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市と事業者は事業継続の可否について協議を行う。

- イ. 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、市及び事業者は事業契約を解約することができるものとする。
- ウ. 上記ア. 又はイ. の規定により、事業契約が解除される場合に生じる損害についての賠償の措置・負担は、別紙1（リスク分担表）を基本に、事業契約に定めるところに従うものとする。解約にあたっては、医療サービスが途切れることがないようにスムーズな引継ぎができるよう、事業者は全面的に協力を行うこと。

#### (4) 金融機関（融資団）と市との協議

市と事業者に対し融資を行う金融機関等の融資機関（融資団）は直接協定に基づき、事業の継続を図るために協議を行う。

## 第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

### 1. 法制上、及び税制上の措置に関する事項

現時点で、市は本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

### 2. 財政上、及び金融上の支援に関する事項

市は、本事業に関して事業者に対する補助、出資及び債務保証等の支援は行わない。

事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努める。

## 第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1. 債務負担の設定

債務負担の設定に関する議案は、平成21年6月定例会に提出する予定である。

### 2. 情報提供

本事業に係る情報提供は、適宜、市のホームページ等にて行う。

### 3. 提案に伴う費用負担

提案に伴う費用については、すべて応募者の負担とする。

#### 4. その他

市は、市立病院の運営形態の見直しを検討しており、平成 22 年度に独立行政法人法に定める独立行政法人へ移行することを予定している。独立行政法人となった場合、本事業に関連して市と事業者の間で締結された契約上の地位(権利及び義務を含む。)は、市が定める範囲で独立行政法人が承継する。

#### 5. 本事業の事務局及び問い合わせ先

《福岡市保健福祉局新病院創設担当》

住所： 〒810-8620 福岡県福岡市中央区天神1-8-1

電話： 092-711-4305

FAX： 092-733-5766

電子メールアドレス： byoin.PHWB@city.fukuoka.lg.jp

ホームページアドレス： <http://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/shinbyoin/shisei/shinbyouin.html>